

建築物等確認仮預かり審査制度 取り扱い要領

松戸市街づくり部建築審査課

(目的)

第1 本要領は、建築基準法（以下「法」という。）第18条の3の規定により定められた「確認審査等に関する指針」（以下「指針」という。）による確認審査を円滑に運用するために実施する仮預かり審査（以下「仮預かり審査」という。）について必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2 本取り扱いは、松戸市建築主事の確認を受けようとする建築物、建築設備、工作物に適用する。

(仮預かり審査)

第3 仮預かり審査を受けようとする者は、別に定める「建築物等確認仮預かり審査願書」に、予定確認申請書及び記載事項確認表（別紙）（以下「願書等」という。）を添えて、特定行政庁に提出するものとし、願書等の経由は確認申請と同様とする。

(仮預かり審査の内容)

第4 特定行政庁は、意匠、構造及び設備に関する事項について、指針に基づき審査する。ただし、構造計算適合性判定並びに消防同意に係る部分は除くものとする。

(仮預かり審査の目標処理期間)

第5 特定行政庁は、願書等受付後、法第6条第1項第1号から第3号に係るものにあつては、その受付後概ね21日、同項第4号に係るものにあつては、その受付後概ね7日で仮預かり審査を終了するよう努める。

(確認申請書の作成について)

第6 仮預かり審査終了後、申請者は申請手数料を納付し、確認申請をおこなう。手数料納付を確認後、特定行政庁は、確認申請書を受付機関に戻すものとする。

附 則

この要領は、平成19年6月20日から平成19年12月19日（改正法施行日から6ヶ月）までに願書等を提出するものに限って適用する。

なお、必要に応じ見直しを図ることとする。

附 則

この要領は、平成19年12月20日から平成20年6月19日（改正法施行日から12ヶ月）までに願書等を提出するものに限って適用する。

なお、必要に応じ見直しを図ることとする。

附 則

この要領は、平成20年6月20日から平成20年12月19日（改正法施行日から18ヶ月）までに願書等を提出するものに限って適用する。

なお、必要に応じ見直しを図ることとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 12 月 20 日から平成 21 年 6 月 30 日（改正法施行日から約 24 ヶ月）までに願書等を提出するものに限って適用する。

なお、必要に応じ見直しを図ることとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日（改正法施行日から約 36 ヶ月）までに願書等を提出するものに限って適用する。

なお、必要に応じ見直しを図ることとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日（改正法施行日から約 48 ヶ月）までに願書等を提出するものに限って適用する。

なお、必要に応じ見直しを図ることとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日（改正法施行日から約 60 ヶ月）までに願書等を提出するものに限って適用する。

なお、必要に応じ見直しを図ることとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日（改正法施行日から約 72 ヶ月）までに願書等を提出するものに限って適用する。

なお、必要に応じ見直しを図ることとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日（改正法施行日から約 84 ヶ月）までに願書等を提出するものに限って適用する。

なお、必要に応じ見直しを図ることとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日（改正法施行日から約 96 ヶ月）までに願書等を提出するものに限って適用する。

なお、必要に応じ見直しを図ることとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日（改正法施行日から約 108 ヶ月）までに願書等を提出するものに限って適用する。

なお、必要に応じ見直しを図ることとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日（改正法施行日から約 120 ヶ月）までに願書等を提出するものに限って適用する。

なお、必要に応じ見直しを図ることとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 1 日から願書等を提出するものに限って適用する。

なお、必要に応じ見直しを図ることとする。